

# レクリエーション傷害保険



日新火災

行事参加者の傷害危険補償特約付帯 日常生活傷害補償保険

2019年10月改定

ハイキング、運動会、バレーボール大会などの行事(レクリエーション)に参加している間に、参加者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。



## 補償の範囲

この保険はお申込みいただいた行事に被保険者が参加している間\*1および行事の集合場所・解散場所と被保険者の住居との往復中\*2のケガを補償します。

\*1 行事\*3に参加するために所定の集合場所に集合した時から所定の解散場所で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。

\*2 活動計画表等の資料により集合場所・解散場所を確認できる場合に限りです。

\*3 ご契約者の備付資料により開催が確認できる行事が対象となります。なお、行事開催日当日以外の日に行う行事のための準備・片づけ等の作業も含まれます。

## お引受できない行事について

下記の行事はお引受できません(下記は一例であり、同等以上の危険を伴うものもお引受できません。)。詳細につきましては取扱代理店へお問い合わせください。

スポーツ	格闘技、武道	合気道、空手、柔道
	球技	サッカー・フットサル、バスケットボール、アメリカンフットボール、ラグビー、野球(硬式・軟式・準硬式)
	スキーなど	スキー、そり、スノーボード、スケート
	水上・水中・高所で おこなうもの	ラフティング、シュノーケル、ジェットスキー、モーターボートで引っ張って行う水上スポーツ(水上スキーなど)、バンジージャンプ
乗り物 右記の乗り物の操縦・搭乗		グライダー・パラグライダー・パラセール・飛行船・ヘリコプター
		自動車・自転車・原付・自動二輪を運転するもの
その他		草刈(手作業を除く)、警備、花火

など

## ご契約について

ご契約者	行事の主催者
被保険者 (補償の対象となる方)	行事の参加者*全員 *行事に参加する目的をもって住居を出発する前に、行事の主催者が備え付けている名簿等において行事参加者として氏名が記載された方をいいます。
保険金額	すべての行事参加者について同一の保険金額とします。
保険期間	1年間(ご契約時に行事開催日(順延日を含みます。))が確定している場合は、行事開催日(順延日を含みます。))の期間に合わせた設定も可能です。ただし、1年を超える設定はできません。
ご契約時のご注意	①宿泊を伴う場合はこの保険では補償の対象となりません。 ②この保険の補償は、保険期間始期日の午前0時から満期日の午後12時までの間です。行事開催日の期間に合わせた設定をする場合で行事の開催が満期日の午後12時を超えるときは、あらかじめその翌日を含めて保険期間を設定してください。 ③行事ごとに行事内容、参加者、行事開催日および順延日が客観的に確認できる以下の資料の作成・備付が必要です。 ・参加者の名簿 ・活動計画表・予定表 など

## ご加入プランおよび保険料

次のプランからお選びください。\*参加者数により団体割引を適用できる場合があります。

(保険料:行事参加者1名、1日につき)

プラン		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	Eプラン	Fプラン	Gプラン
保険金額	死亡・後遺障害	1,000万円	700万円	500万円	500万円	300万円	200万円	100万円
	入院(1日につき)	5,000円	5,000円	5,000円	3,000円	3,000円	3,000円	1,500円
	通院(1日につき)	3,000円	3,000円	3,000円	1,500円	1,500円	2,000円	1,000円
保険料*		52円	42円	36円	28円	21円	18円	9円

## 保険料のお支払方法

開催日・行事参加者が確定している 短期間のご契約	保険期間1年でのご契約(包括契約)
ご契約者が備え付けている名簿等に氏名が記載されている参加者数分の保険料をご契約時にお支払いいただきます。	ご契約締結時に把握可能な直近の会計年度または行事参加者名簿等による過去1年間の参加者数を基に算出した保険料をお支払いいただきます。この場合、以下の点にご注意ください。 ①本年度実績が前年度実績より増加・減少した場合でも保険料の請求・返還は行いません。 ②失効・解除・解約される場合は、確定精算は行わず、普通保険約款・特約に従い保険料を請求・返還します。

## 補償の内容

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
お申込みいただいた行事*1参加中に、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ*2に対して、下記①～⑤の保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 疾病・心臓喪失によるケガ(例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など)</li> <li>● 妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ</li> <li>● 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないケガ</li> <li>● ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、フリークライミング(スポーツクライミング*3を除きます。)などの危険な運動中および航空機操縦中のケガ</li> <li>● オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<b>①死亡保険金</b> 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	
<b>②後遺障害保険金</b> 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
<b>③入院保険金</b> 事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、180日を限度に、入院保険金日額×入院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。	
<b>④手術保険金</b> ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。 ア. 入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10倍 イ. ア. 以外の手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×5倍 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。	
<b>⑤通院保険金</b> 事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)した場合に、30日を限度に、通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲● 保険金は健康保険、労災保険、生命保険などとは関係なくお支払いします。</li> <li>● 宿泊を伴う行事は対象となりません。</li> </ul>

※1 ご契約者の備付資料により開催が確認できる行事が対象となります。なお、行事開催当日以外の日に行う行事のための準備・片づけ等の作業を含みます。

※2 日射または熱射による熱中症状および有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※3 登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。

## ご契約時のご注意

- インターネット上の保険契約申込画面の入力内容または保険契約申込書の記載内容に間違いがないかご確認ください。
- ご契約を締結いただく際には弊社が告知で求めた事項(告知事項)を正しくお申し出いただく義務(告知義務)があります。インターネット上の保険契約申込画面等に記載された告知事項の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。インターネット上の保険契約申込画面の入力内容または保険契約申込書等の記載内容を必ずご確認ください。

告知事項	・被保険者数(行事の参加者数) ・この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約の有無(有の場合はその内容)*
------	--

※他にご加入の傷害保険契約等がある場合には、インターネットではお申込みいただけません。取扱代理店までご連絡ください。

## ご契約後のご注意

- インターネットによるお申し込みの場合は保険料領収証の発行は行いません。(一部のご契約方式の場合は弊社所定の保険料領収証を発行しますので、弊社代理店にご照会ください。)
- 保険証券の発行をご希望された場合で、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かないときは、お手数ですが弊社にご連絡ください。

## 事故に関するご注意

- 事故にあわれた場合、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れると、保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがありますのでご注意ください。また、保険金請求の際は保険金請求書等の書類をご提出いただけます。
- 保険金の種類により、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、**代理人の方**(配偶者(法律上の配偶者に限ります。))・3親等内の親族が被保険者に代わって保険金を請求できる**代理請求制度**がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

\*このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご参照いただくか、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、重要事項説明書に記載しておりますのでご契約前に必ずご確認ください。

\*弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報、適切に取り扱いつともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。

\*複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

\*取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。

## 日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)  
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]  
ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24時間・365日 フリーダイヤル 0120-25-7474  
※携帯電話からもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。